

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

当法人は、平成25年度から「公益法人会計基準」(平成20年4月11日、改正平成21年10月16日 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)。により行っている。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 附属設備・什器備品は定率法(5年～10年)により行っている。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、会費未収金に対する貸倒に備えるため、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、期末要支給額に相当する金額を計上している。

③ 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支給に備えるため、期末退職金要支給額に相当する金額を計上している。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っている。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
小 計	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当資産	0	1,000,000	0	1,000,000
小 計	0	1,000,000	0	1,000,000
合 計	0	1,000,000	0	1,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債からの充 当額)
基本財産				—
小 計	0	0	0	—
特定資産				
退職給付引当資産	1,000,000			1,000,000
小 計	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,000,000	0	0	1,000,000